

源泉徴収簿を使用した年末調整の手順

※ 国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載している「年末調整計算シート」(Excel) をご利用いただくと、年末調整の計算を簡単に行うことができます。

1 扶養控除等(異動)申告書から源泉徴収簿への記入及び源泉徴収簿の「給料・手当等」欄、「賞与等」欄から「年末調整」欄への記入

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○ 株式会社 (フリガナ) セマコフ タロウ あなたの氏名 山川 太郎 あなたの生年月日 54年 1月 1日 扶養控除等(異動)申告書の提出 本人

給与の支払者の法人(個人番号) 111223344556677 給与の支払者の住所(市区町村) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所(市区町村) 東京都練馬区栄町23-7 配偶者の有無 無

あなたの職業(職種) 本人 扶養親族(扶養親族番号) 111223344556677 扶養親族の住所(市区町村) 東京都練馬区栄町23-7

扶養親族の氏名(フリガナ) 区別 個人番号 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由

1 源泉控除対象扶養親族(扶養) ヤマコフタロウ 212133 41415161718 400,000円 東京都練馬区栄町23-7

2 扶養親族(16歳以上) ヤマコフタロウ 子 19-2-4 0円 1234 Kokuzei Street, USA

3 扶養親族(16歳以上) ヤマコフタロウ 子 18-5-17 0円 東京都練馬区栄町23-7

4 扶養親族(16歳以上) ヤマコフタロウ 父 19-5-8 300,000円

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 障害者 山川隆雄 身体障害者3級 身体障害者手帳平成27年4月11日交付

他の所得者が控除を受ける扶養親族 氏名 生年月日 住所又は居所 控除を受ける他の所得者 異動月日及び事由

○扶養親族に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載を要しています。)

16歳未満の扶養親族(平19.1.2以後) 氏名 生年月日 住所又は居所 控除額

1 山川太郎 51516161718 8191010 子 21-7-5 東京都練馬区栄町23-7 0円

(扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表)

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人数	控除額	人数	控除額
1人	380,000円	5人	1,900,000円
2人	760,000円	6人	2,280,000円
3人	1,140,000円	7人	2,660,000円
4人	1,520,000円	8人以上	7人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額

② 障害者等の加算額			
イ 同居特別障害者に当たる人がある場合	1人につき	750,000円	
ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がある)場合	1人につき	400,000円	
ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がある)場合	左の一に該当するときは各	270,000円	
ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合		350,000円	
ホ 同居老親等に当たる人がある場合	1人につき	200,000円	
ヘ 特定扶養親族に当たる人がある場合	1人につき	250,000円	
ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がある場合	1人につき	100,000円	

令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区別	支給月日	支給金額	社会保険料等の控除額	扶養親族等の控除額	算出税額	年末調整による過不足税額	引当金	源泉徴収額	年末調整に基づき繰越した過不足税額
1	1:20	590,000	90,093	499,007	5	8,420	8,420	0	
2	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	0	
3	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	0	
4	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0	
5	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0	
6	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0	
7	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0	
8	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0	
9	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	0	
10	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	0	
11	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	0	
12	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	0	
計		7,170,000	2,107,837	6,062,163	5	109,860	109,860	0	

区別	区別	金額	税額
1	給料・手当等	7,170,000	109,860
2	賞与	1,800,000	93,534
3	計	8,970,000	203,394
4	給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000	
5	所得金額調整控除額	7,000	
6	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	6,973,000	
7	社会保険料等からの控除分(①+②)	1,354,887	
8	除却等による社会保険料の控除分	0	
9	控除額	1,354,887	
10	生命保険料の控除額	120,000	
11	地震保険料の控除額	50,000	
12	配偶者(特別)控除額	380,000	
13	扶養親族及び障害者等の控除額の合計額	1,860,000	
14	基礎控除額	480,000	
15	所得控除額の合計額	4,244,887	
16	課税所得金額(⑥-⑩)及び所得割額	2,728,000	175,300
17	(特定増設等)住宅借入金等特別控除額	126,500	
18	年間所得税額(⑬+⑭、マイナスの場合は0)	48,800	
19	年調年税額(⑬×102.1%)	49,800	
20	差引(超過額)又は不足額(⑮-⑯)	153,594	
21	本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	0	
22	未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	0	
23	差引還付する金額(⑮-⑳)	153,594	
24	同上的(本年中に還付する金額)	153,594	
25	不足額(翌年において還付する金額)	0	
26	計	1,800,000	274,950

1,140,000円+270,000円
+200,000円+250,000円
=1,860,000円

2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ ケイゴ	あなたの氏名 山川 太郎
給与の支払者の法人番号 11121334455667	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7	

～記載に当たっての注意～

- ①「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書)については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が100万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書)の欄に記載してください。
 - 2. 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(配偶者控除等申告書)に記載する必要はありません。
- ②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が85万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

①「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

②「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	配偶者の生年月日 54年 10月 5日
配偶者の住所 山川 明子	配偶者の生計を一にする事実 配偶者である	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000

○ 控除額の計算

90万円以下 (A)	48万円
90万円超 95万円以下 (B)	48万円
95万円超 1,000万円以下 (C)	32万円
1,000万円超 2,400万円以下	32万円
2,400万円超 2,450万円以下	16万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額 **480,000** 円

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		400,000

配偶者の基礎控除の額 **380,000** 円

配偶者特別控除の額 **0** 円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が85万円以下の場合は、記載する必要はありません。

① 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の条件に該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて扶養親族等(欄及び)特別障害者(欄)にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。

② 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が記載してください(この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません)。

要件

- あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)
- 同一生計配偶者(★)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)
- 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)
- 扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以後出生) (右の★欄のみを記載)

扶養親族等

(フリガナ) 配偶者の生年月日
山川 二郎 54年 5月 17日

あなたと左記の者の住所又は居所が同一であること(左記の者の住所又は居所があなたとの住所又は居所と異なる場合は、左記の者の住所又は居所を記載してください)

山川 二郎 子 0

令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄 乙欄	所 属 経理課	職 名 経理係長	住 所 東京都練馬区栄町23-7	氏 名 山川 太郎	整理番号 8								
区分	月日	支給総額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の控除額	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額について月別徴収又は徴収した税額	月別徴収又は徴収した税額	月別徴収又は徴収した税額	差引残高
給	1:20	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420					
	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420					
	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420					
料	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
手	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400					
当	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400					
	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400					
	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400					
等	計	① 7,170,000	② 1,079,937	6,090,063	③ 109,860								
賞	6:10	900,000	136,575	763,425	5	93,534		93,534					
	12:26	900,000	138,375	761,625	5	93,534	▲153,594	▲153,594					
等	計	④ 1,800,000	⑤ 274,950	1,525,050	⑥ 93,534		▲153,594						

扶養親族等の申告の有無	源泉控除対象配偶者の申告の有無	配偶者控除の申告の有無	特定扶養親族等の申告の有無	老人扶養親族等の申告の有無	障害者等の申告の有無	配偶者の有無	配偶者の基礎控除の適用	配偶者特別控除の適用	
区	料	手	当	等	計	給与所得控除後の給与等の金額	所得金額調整控除の適用	所得金額調整控除の適用	
①	7,170,000	②	1,079,937	③	109,860	④	93,534	⑤	203,394
⑥	8,970,000	⑦	8,970,000	⑧	7,020,000	⑨	4,700,000	⑩	6,973,000
⑪	1,354,887	⑫	1,354,887	⑬	0	⑭	0	⑮	120,000
⑯	50,000	⑰	380,000	⑱	1,860,000	⑲	480,000	⑳	4,244,887
㉑	2,728,000	㉒	175,300	㉓	126,500	㉔	48,800	㉕	49,800
㉖	153,594	㉗	153,594	㉘	153,594	㉙	153,594	㉚	153,594

6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書から源泉徴収簿への記入及び年調年税額の計算・記入

平成34年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名) 神田	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワロウ	あなたの氏名 山川太郎
給与の支払者の法人(個人)番号	XXXXXXXXXXXX	あなたの個人番号	XXXXXXXXXXXX
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7

項目	③住宅のみ	④土地等のみ	⑤住宅及び土地等	増改築等に係る借入金等の年末残高	増改築等に係る借入金等の年末残高
①	14,000,000	17,000,000	31,000,000	12,650,000	12,650,000
②	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
③	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
④	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑤	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑥	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑦	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑧	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑨	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑩	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑪	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑫	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑬	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑭	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑮	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑯	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑰	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑱	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑲	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
⑳	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉑	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉒	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉓	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉔	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉕	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉖	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉗	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉘	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉙	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉚	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉛	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉜	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉝	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉞	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㉟	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊱	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊲	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊳	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊴	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊵	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊶	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊷	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊸	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊹	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊺	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊻	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊼	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊽	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊾	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000
㊿	120.00	140.00	100	12,650,000	12,650,000

① 12,650,000 ② 6,973,000 ③ 126,500

④ 126,500 ⑤ 6,973,000 ⑥ 126,500

⑦ 126,500 ⑧ 6,973,000 ⑨ 126,500

⑩ 126,500 ⑪ 6,973,000 ⑫ 126,500

⑬ 126,500 ⑭ 6,973,000 ⑮ 126,500

⑯ 126,500 ⑰ 6,973,000 ⑱ 126,500

⑲ 126,500 ⑳ 6,973,000 ㉑ 126,500

㉒ 126,500 ㉓ 6,973,000 ㉔ 126,500

㉕ 126,500 ㉖ 6,973,000 ㉗ 126,500

㉘ 126,500 ㉙ 6,973,000 ㉚ 126,500

㉛ 126,500 ㉜ 6,973,000 ㉝ 126,500

㉞ 126,500 ㉟ 6,973,000 ㊱ 126,500

㊲ 126,500 ㊳ 6,973,000 ㊴ 126,500

㊵ 126,500 ㊶ 6,973,000 ㊷ 126,500

㊸ 126,500 ㊹ 6,973,000 ㊺ 126,500

㊻ 126,500 ㊼ 6,973,000 ㊽ 126,500

㊾ 126,500 ㊿ 6,973,000

① 126,500 ② 6,973,000 ③ 126,500

④ 126,500 ⑤ 6,973,000 ⑥ 126,500

⑦ 126,500 ⑧ 6,973,000 ⑨ 126,500

⑩ 126,500 ⑪ 6,973,000 ⑫ 126,500

⑬ 126,500 ⑭ 6,973,000 ⑮ 126,500

⑯ 126,500 ⑰ 6,973,000 ⑱ 126,500

⑲ 126,500 ⑳ 6,973,000 ㉑ 126,500

㉒ 126,500 ㉓ 6,973,000 ㉔ 126,500

㉕ 126,500 ㉖ 6,973,000 ㉗ 126,500

㉘ 126,500 ㉙ 6,973,000 ㉚ 126,500

㉛ 126,500 ㉜ 6,973,000 ㉝ 126,500

㉞ 126,500 ㉟ 6,973,000 ㊱ 126,500

㊲ 126,500 ㊳ 6,973,000 ㊴ 126,500

㊵ 126,500 ㊶ 6,973,000 ㊷ 126,500

㊸ 126,500 ㊹ 6,973,000 ㊺ 126,500

㊻ 126,500 ㊼ 6,973,000 ㊽ 126,500

㊾ 126,500 ㊿ 6,973,000

平成34年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

173-00006

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

東京都練馬区栄町23-7

平成27年10月16日

練馬東 税務署長 財務事務室〇〇〇

山川太郎様

項目	家屋又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
①	平成26年3月12日	年月日
②	14,000,000	17,000,000
③	120.00	140.00
④	120.00	140.00
⑤	120.00	140.00
⑥	120.00	140.00
⑦	120.00	140.00
⑧	120.00	140.00
⑨	120.00	140.00
⑩	120.00	140.00
⑪	120.00	140.00
⑫	120.00	140.00
⑬	120.00	140.00
⑭	120.00	140.00
⑮	120.00	140.00
⑯	120.00	140.00
⑰	120.00	140.00
⑱	120.00	140.00
⑲	120.00	140.00
㉑	120.00	140.00
㉒	120.00	140.00
㉓	120.00	140.00
㉔	120.00	140.00
㉕	120.00	140.00
㉖	120.00	140.00
㉗	120.00	140.00
㉘	120.00	140.00
㉙	120.00	140.00
㉚	120.00	140.00
㉛	120.00	140.00
㉜	120.00	140.00
㉝	120.00	140.00
㉞	120.00	140.00
㉟	120.00	140.00
㊱	120.00	140.00
㊲	120.00	140.00
㊳	120.00	140.00
㊴	120.00	140.00
㊵	120.00	140.00
㊶	120.00	140.00
㊷	120.00	140.00
㊸	120.00	140.00
㊹	120.00	140.00
㊺	120.00	140.00
㊻	120.00	140.00
㊼	120.00	140.00
㊽	120.00	140.00
㊾	120.00	140.00
㊿	120.00	140.00

所属	経理課	職名	経理係長	住所	氏名	整理番号						
				東京都練馬区栄町23-7	山川太郎	8						
区分	支給月日	支給金額	社会保険等控除額	社会保険料等控除額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整差引	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した超過税額	前年の年末調整に基づき繰り越した不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した超過税額
1	20	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420					
2	21	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420					
3	22	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420					
4	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
5	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
6	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
7	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
8	19	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
9	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400					
10	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400					
11	21	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400					
12	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400					
計		7,170,000	1,074,937	6,095,063	5	109,860	93,534					
6	10	900,000	136,575	763,425	5	93,534	93,534					
12	26	900,000	138,375	761,625	5	93,534	93,534					
計		1,800,000	274,950	1,525,050	5	187,068	187,068					

(48,800円×102.1%)
(100円未満切捨て)

7 過不足額の計算と源泉徴収簿の記入

甲欄 乙欄		所属	経理課	職名	経理係長	住所	(郵便番号 176-0006)	東京 都 練馬区 栄町 23-7	氏名	(フリガナ)	ヤマカワ	タロウ	整理番号	8											
給料	1	20	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																
	2	21	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	扶養親族等の数																
	3	22	590,000	90,093	499,907	5	8,420	8,420	扶養親族等の数																
	4	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																
	5	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	扶養親族等の数																
	6	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	扶養親族等の数																
	7	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																
	8	19	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	扶養親族等の数																
	9	20	600,000	89,562	510,438	5	9,400	9,400	扶養親族等の数																
	10	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																
	11	21	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	扶養親族等の数																
	12	20	600,000	90,762	509,238	5	9,400	9,400	扶養親族等の数																
計		①	7,170,000	②	1,079,937	6,090,063	③	109,860																	
賞与	6	10	900,000	136,575	763,425	5	93,534	93,534	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																
	12	26	900,000	138,375	761,625	5	93,534	93,534	扶養親族等の数																
	計		④	1,800,000	⑤	274,950	1,525,050	⑥	93,534	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額															
	計		④	1,800,000	⑤	274,950	1,525,050	⑥	93,534	扶養親族等の数															
給料										区分金額				税額											
給料										①				7,170,000				③				109,860			
賞与										④				1,800,000				⑥				93,534			
計										⑦				8,970,000				⑧				203,394			
給与所得控除後の給与等の金額										⑨				7,020,000				所得金額調整控除の適用							
所得金額調整控除額										⑩				4,700				⑪				無			
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)										⑪				6,973,000				⑫				1,354,887			
社会保険料等申告による社会保険料の控除分										⑬				0				⑭				400,000			
生命保険料の控除額										⑮				120,000				⑯				14,800			
地震保険料の控除額										⑰				50,000				⑱				50,000			
配偶者(特別)控除額										⑲				380,000				⑳				380,000			
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額										㉑				1,860,000				㉒				1,860,000			
基礎控除額										㉓				480,000				㉔				480,000			
所得控除額の合計額										㉕				4,244,887				㉖				4,244,887			
差引課税給与所得金額(㉕-㉖)及び算出所得税額										㉗				2,728,000				㉘				175,300			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額										㉙				126,500				㉚				126,500			
年調所得税額(㉗-㉙、マイナスの場合は0)										㉛				48,800				㉜				48,800			
年調年税額(㉛×102.1%)										㉝				49,800				㉞				49,800			
差引超過額又は不足額(㉞-㉗)										㉟				153,594				㊱				153,594			
超過額										㊲				153,594				㊳				153,594			
不足額										㊴				153,594				㊵				153,594			

49,800円 - 203,394円
 = △153,594円
 (超過額 153,594円)

過不足額の精算の設例

(設例) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	4,390,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	54,072円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	628,868円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者 (所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人

甲欄 乙欄		所 属	職 名	住 所	氏 名	年 齢	生 年 月 日	性 別	身 分	整 理 番 号	
		経理課	事務職員	(郵便番号 106-0031) 東京都港区西麻布3-3-5	鈴木 一郎	60	年 1 月 30 日	男	平・令	21	
令 和 4 年 分 給 与 所 得 に 対 す る 源 泉 徴 収 簿	区 分	支 給 月 日	総 支 給 金 額	社 会 保 険 料 等 控 除 額	社 会 保 険 料 等 控 除 額	扶 養 親 族 等 の 数	算 出 税 額	年 末 調 整 に よ る 過 不 足 税 額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
	給 料	1 25	300,000円	43,110円	256,890円	2人	3,510円		3,510円	円	円
		2 25	300,000円	43,110円	256,890円	2人	3,510円		3,510円	円	円
		3 25	300,000円	43,110円	256,890円	2人	3,510円		3,510円	円	円
		4 25	310,000円	43,095円	266,905円	2人	3,940円		3,940円	円	円
		5 25	310,000円	43,095円	266,905円	2人	3,940円		3,940円	円	円
		6 24	310,000円	43,095円	266,905円	2人	3,940円		3,940円	円	円
		7 25	310,000円	43,095円	266,905円	2人	3,940円		3,940円	円	円
		8 25	310,000円	43,095円	266,905円	2人	3,940円		3,940円	円	円
		9 26	310,000円	43,095円	266,905円	2人	3,940円		3,940円	円	円
		10 25	310,000円	46,526円	263,474円	2人	3,840円		3,840円	円	円
		11 25	310,000円	46,526円	263,474円	2人	3,840円		3,840円	円	円
		12 26	310,000円	46,526円	263,474円	2人	—	不足	1,228円	1,228円	円
	計		① 3,690,000円	② 527,478円	3,162,522円		③ 41,850円				
賞 与	7 30	300,000円	43,110円	256,890円	2人	(税率 2.042%) 5,245円		5,245円	5,245円		
	12 12 9	400,000円	58,280円	341,720円	2人	(税率 2.042%) 6,977円		6,977円	6,977円		
	計		④ 700,000円	⑤ 101,390円	598,610円		⑥ 12,222円				
整		年 調 年 税 額 (⑥ × 102.1%)		⑦ 55,300円							
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額		⑧ 1,228円									
超 過 額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		⑨							
の 精 算		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		⑩							
		差引還付する金額 (⑩ - ⑨ - ⑧)		⑪							
		同上の 本年中に還付する金額		⑫							
		うち 翌年において還付する金額		⑬							
不 足 額		本年最後の給与から徴収する金額		⑭ 1,228円							
の 精 算		翌年に繰り越して徴収する金額		⑮							

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると3,070,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 3 社会保険料等の628,868円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円 ($50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$) と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 ($56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$) との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が48万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額1,985,418円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
628,868円	+ 71,550円	+ 45,000円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円

= 1,985,418円

- 10 差引課税給与所得金額1,084,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
3,070,400円	- 1,985,418円	= 1,084,982円 → 1,084,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

- 11 差引課税給与所得金額1,084,000円に対する算出所得税額を「令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、54,200円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
1,084,000円	× 5%	= 54,200円

- 12 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額54,200円に102.1%を乗じて求めた55,300円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額55,300円と1月から12月までに徴収された税額の合計額54,072円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が1,228円少ないため不足額1,228円が生じます。
- 15 この不足額1,228円は、本年最後に支給する給与から徴収することになります。

電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

※ 国税庁ホームページの「[年末調整がよくわかるページ](#)」に掲載している「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと、下記の計算を簡単に行うことができます。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が161万9,000円以上660万円未満のものについては、1,000円、2,000円又は4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	階 差	同一階差の 最小値	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,618,999円まで			給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,000円	1,619,000円	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。
1,620,000円から 1,623,999円まで	2,000円	1,620,000円	① $\frac{\text{給与の総額} - \text{同一階差の最小値}}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。)
1,624,000円から 6,599,999円まで	4,000円	1,624,000円	② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から			給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

① $\frac{5,310,000\text{円} - 1,624,000\text{円}}{4,000\text{円}} = 921 \cdots \text{余り} 2,000\text{円}$

② $5,310,000\text{円} - 2,000\text{円} = 5,308,000\text{円} \cdots \text{年調給与額}$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の 計 算 式
1円から 550,999円まで	0円
551,000 〳 1,618,999 〳	A - 550,000円
1,619,000 〳 1,619,999 〳	A × 60% + 97,600円
1,620,000 〳 1,621,999 〳	A × 60% + 98,000円
1,622,000 〳 1,623,999 〳	A × 60% + 98,800円
1,624,000 〳 1,627,999 〳	A × 60% + 99,600円
1,628,000 〳 1,799,999 〳	A × 60% + 100,000円
1,800,000 〳 3,599,999 〳	A × 70% - 80,000円
3,600,000 〳 6,599,999 〳	A × 80% - 440,000円
6,600,000 〳 8,499,999 〳	A × 90% - 1,100,000円
8,500,000 〳 20,000,000 〳	A - 1,950,000円

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。

4 所得金額調整控除の適用を受ける人については、上記の表により計算した給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除して給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額の計算	扶 養 控 除 額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
2	基礎控除額及び配偶者（特別）控除額の計算	基 礎 控 除 額（注）	最高480,000円
		配 偶 者 控 除 額（注）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配 偶 者 特 別 控 除 額（注）	最高380,000円
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と寡婦又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人がひとり親の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社 会 保 険 料 控 除 額	支払った保険料の全額
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 の 控 除 額	支払った掛金の全額
		生 命 保 険 料 の 控 除 額	最高120,000円
		地 震 保 険 料 の 控 除 額	最高50,000円

（注） 基礎控除額は基礎控除申告書を、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は配偶者控除等申告書を、それぞれ参照してください。

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{算出所得税額}$$

課 税 給 与 所 得 金 額		税 率 (A)	控 除 額 (B)
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〳	10 %	97,500円
3,300,000円 〳	6,950,000円 〳	20 %	427,500円
6,950,000円 〳	9,000,000円 〳	23 %	636,000円
9,000,000円 〳	18,000,000円 〳	33 %	1,536,000円
18,000,000円 〳	18,050,000円 〳	40 %	2,796,000円

（注） 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多く場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得者及び配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。
 なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は55万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります。
 また、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、それらの控除額を控除する必要があります。

2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、55万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次のイとロを合計した金額となります。
 イ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和33年1月1日以前に生まれた人をいいます。

ロ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額

- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

4 配当所得

- (1) 株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。
- (2) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (3) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。
 - イ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
 - ロ 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑥公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、⑦特定投資法人の投資口の配当等、⑧公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑨公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑩特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び⑪これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

【令和4年分】

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
- (2) 退職所得の金額は、令和4年中に支払を受ける退職手当等の区分に応じて、次のとおり計算します。

《退職所得の金額》

退職手当等の区分	退職所得の金額
一般退職手当等の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等の場合	① 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
	② 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間も含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

《退職所得控除額》

勤続年数 (A)	退職所得控除額
20年以下	$40\text{万円} \times (A)$ (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times ((A) - 20\text{年})$

(注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に100万円を加算します。

※ 令和4年中に一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法については、国税庁ホームページに掲載している『短期退職手当等Q&A』[Q6]をご確認ください。(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf)

【令和2・3年分】

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
- (2) 退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります。

ただし、その支払を受ける退職手当等が特定役員退職手当等^(注)である場合の退職所得の金額は、その年中に支払を受ける特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。

(注) 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

《退職所得控除額》

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円×（A）（80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	800万円＋70万円×（（A）－20年）

(注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に100万円を加算します。

7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・ 譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・ 山林所得…山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得
- ・ 一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・ 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
(注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、収入金額に含まれません。
また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、収入金額に含まれません。
- ・ 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得
(注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ・ 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等
(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・ 先物取引に係る雑所得等

令和4年分 年末調整チェック表

このチェック表は、年末調整事務について誤りやすい事項を取りまとめているので、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

また、扶養控除等（異動）申告書などの記載に当たっての注意事項を従業員に周知するための文例や記載例などを国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載していますので、是非ご活用ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目	
扶養控除等関係	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。	
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ・年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は48万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。	
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係	<input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成19年1月1日以前生）となっていますか。			<input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象扶養親族等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。			<input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。			<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか。			<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。
<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。	<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。			
配偶者（特別）控除関係	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。	集計関係	<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除額、配偶者特別控除額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑦」欄に正しく記入しましたか。		<input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについて集計の対象としていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です）。		<input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です）。		税額計算関係	<input type="checkbox"/> 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。
生命保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	<input type="checkbox"/> 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。		
	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。	<input type="checkbox"/> 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出しましたか。		
	<input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。	<input type="checkbox"/> 年調年税額は、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。		
	<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。	納付関係		<input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書（納付書）に、税務署名、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）等が正しく印字（記載）されていますか。
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料		<input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成しましたか。	
地震保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。		その他	<input type="checkbox"/> 来年の源泉徴収事務の準備はできましたか。
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。			
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。			

令和4年分 年末調整Q & A

この「令和4年分 年末調整Q & A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

【問1】 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。

Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

【答】 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

(注) 失業等給付は非課税とされています。

【問2】 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

【答】 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

【問3】 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

【答】 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

(注) 扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。

【問4】 従業員Aから質問があったのですが、Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入70万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

【答】 扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の70万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額55万円を控除した後の合計所得金額は15万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

〔問5〕 当社では、本年中に、アルバイトAに対して120万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないかと」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

〔答〕 勤労による所得を有する一定の学生又は生徒等のうち、合計所得金額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人（以下「勤労学生」といいます。）は、「勤労学生控除」（控除額27万円）を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、収入金額が120万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載（一定の専修学校等の生徒等の場合は証明書類を添付）した扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることが必要ですので、注意してください。

〔問6〕 給与の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する日において、本年の給与の収入金額が850万円を超えるかどうか明らかではありません。給与の収入金額が850万円を超える場合は所得金額調整控除の適用を受けたいのですが、この場合、「所得金額調整控除申告書」の提出はどのようにすればよいのでしょうか。

〔答〕 「所得金額調整控除申告書」は、所得金額調整控除の適用を受けようとする旨等を記載するものであるため、給与の収入金額が850万円を超えるかどうか明らかではない場合であっても、所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与の支払者に提出してください。

なお、その年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超えなかった場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出をしたとしても、年末調整において所得金額調整控除が適用されることはありません。

〔問7〕 いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

〔答〕 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの人の扶養親族に該当する人については、これらの人のうちいずれか1人の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、1人の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除の適用については、扶養控除と異なり、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの人はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

〔問8〕 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の人が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

（注）保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

〔問9〕 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

〔問10〕 当社では、12月分の給与を12月16日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月24日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aは扶養控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕 控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問11〕 年末調整を終えた後に、従業員Aから12月31日に子が生まれたとの申し出がありました。この生まれた子については、扶養控除の対象にはならないと聞きましたが、Aの給与の収入金額が850万円を超える場合、所得金額調整控除の要件の対象とし、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

〔答〕 年齢16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象とはなりませんが、所得金額調整控除においては、年齢23歳未満の扶養親族を有することが要件の一つとされているため、年末に子が生まれた場合、この要件を満たすこととなります。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなりますが、年末調整後、その年の12月31日までの間に従業員等に子が生まれ、所得金額調整控除の適用要件を満たし年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与の支払者が作成するまでに、その異動があったことについてAさんからその異動に関する申し出があったときは、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。この場合においても「所得金額調整控除申告書」の提出は必要ですので、ご注意ください。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問12〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよいのでしょうか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与等の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の基礎控除申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

〔問13〕 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありますか。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

〔答〕 たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いいたします。

〔問14〕 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に休業手当を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整をする必要があるのでしょうか。

〔答〕 給与の支払を受ける人は、その勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。

このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」（労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの）は所得税法の規定により非課税とされていますが、ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため、その支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要がありますし、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

（注） 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）の規定に基づいて、勤務先から休業手当を受け取っていない雇用保険法の被保険者に対して国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（この支援金に準じて被保険者でない労働者に支給される特別の給付金を含みます。）については、同法第7条の規定により租税は課されませんので、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要はありません。

非居住者等への支払がある場合、 ご確認ください！

非居住者や外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に対して、源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」を支払う場合には、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。したがって、取引において、非居住者等に何らかの支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当するかを確認していただく必要があります。

非居住者等に以下のような支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当することがありますので、ご確認ください。

- (注1) 「非居住者」とは、日本国内に住所も1年以上の居所も有しない者をいいます。
- (注2) 「外国法人」とは、日本国内に本店も主たる事務所も有しない法人をいいます。
- (注3) 「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為が含まれます。

土地等の取得対価を支払う場合

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得する場合は、その対価の支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

- (注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために取得した土地等で、その土地等の対価の額が1億円以下である場合は、その個人が支払うものについては源泉徴収をする必要はありません（法人が取得して対価を支払う場合には、1億円以下であっても源泉徴収をしなければなりません。）。

不動産の賃借料等を支払う場合

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合は、その賃借料を支払う際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

- (注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために土地や家屋を借りる場合に支払うものについては源泉徴収をする必要はありません（法人が借りて賃借料を支払う場合には、源泉徴収をしなければなりません。）。

利子等を支払う場合

非居住者等に対して次に掲げる利子等を支払う場合は、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

- イ 内国法人が発行する債券の利子、外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるもの、国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子など
- ロ 国内において業務を行う者が、非居住者等からその国内業務に関する資金の貸付け等を受けることにより支払う利子（一定のものを除きます。）

配当等を支払う場合

内国法人が、非居住者等に対して剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配などを支払う場合は、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

工業所有権、著作権等の使用料等を支払う場合

国内において業務を行う者が、非居住者等に対して支払う次に掲げる使用料又は譲渡による対価のうち、その国内業務に係るものを支払う場合は、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価（工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用权の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾につき支払う対価の一切をいいます。）
- ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。）の使用料又はその譲渡による対価（著作物の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払う対価の一切をいいます。）
- ハ 機械、装置又は用具（車両、運搬具、工具、器具及び備品）の使用料

給与等の人的役務の提供に対する報酬等を支払う場合

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬等のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う場合は、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注1） 内国法人の役員としての勤務で国外において行うものについても源泉徴収をしなければなりません（その役員としての勤務を行う者が、同時にその内国法人の使用人（海外にある支店などの長）として常時勤務を行う場合のその役員としての勤務に対するものについては源泉徴収をする必要はありません。）。

（注2） 非居住者に支払う退職手当等については、居住者であった期間に行った勤務に対応する部分が源泉徴収の対象となります。

（注） 非居住者等の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合があります。そのための手続など、詳しくは、「源泉徴収のあらし」をご覧ください。

また、国税庁ホームページ「[タックスアンサー（よくある質問）](#)」もご利用ください。

令和4年7月



国 税 庁
この社会あなたの税がいきている
法人番号 7000012050002



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)による電子納税やクレジットカード納付の利用方法は次のとおりです。

※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し電子納税やクレジットカード納付のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出 (送信) の場合は、1週間程度でご利用できます。利用可能な金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。

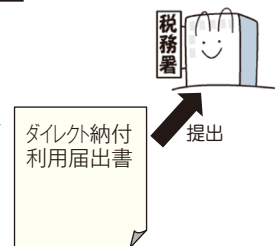
② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードについては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。



○ スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

☆☆ 電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税)☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (前ページをご覧ください。) の後、電子納税やクレジットカード納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方については、「所得税徴収高計算書用紙の送付の可否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

3. 納付

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
 すぐに納付する場合は、預貯金口座を選択した後画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。
 - ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので内容を確認し納付手続を行います。
 - ③ クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続を行います。
- ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、
住所等在所轄する税務署へ提出してください。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている所在地(住所)を記載します。
- ⑥ 上記⑤の所在地(住所)と申告書等に記載した所在地(住所)が異なる場合には、申告書等に記載した所在地(住所)を記載します。
- ⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】 1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
- ⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】 お手持ちの口座の口座番号が7桁未済である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
[例] 0001234
- ⑨ ゆうちよ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】 前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1
2 振替口座の場合
記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6
(記載しない) (記載しない)
記号番号 0 1 9 3 0 - 1 2 3 4 5 6 1

	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	※個人の方は個人番号の記載は不要です。																																
国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書																																			
令和××年 5月7日提出	氏名(法人名及び代表者氏名) 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎																																		
税関 税務署長 あて																																			
私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。																																			
取扱金融機関 御中	私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。																																		
住所(所在地)	(〒 100 - 0004) 電話 03 (1234) 5678	(金融機関お届け印)																																	
(申告納税地)	東京都千代田区大塚1-×-×	商 国 税																																	
(フリガナ)	カブシキガイシャコクセイショウジ ダイヒョウトシマリアク コクゼイタロウ	(印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。)																																	
氏名(法人名及び代表者氏名)	株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎																																		
指定金融機関	財務 銀行 信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協 東京	本店(支店) 本所(支所) 出張所																																	
1 預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号 (ゆうちよ銀行以外)	1 2 3 4 5 6 7																																	
ゆうちょ銀行	記号番号																																		
2 振替日時: 納付情報送付日時																																			
3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降																																			
税務署整理欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">(不備事由)</td> </tr> <tr> <td>1 金融機関番号エラー</td> <td>4 口座情報不完全</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 整理番号等未登録</td> <td>5 その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3 重複入力</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>力訂正入力送</td> <td>付</td> <td>登 録</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">金融機関番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">整理番号</td> </tr> </table>			(不備事由)				1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全			2 整理番号等未登録	5 その他			3 重複入力				入	力訂正入力送	付	登 録					金融機関番号				整理番号			
(不備事由)																																			
1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全																																		
2 整理番号等未登録	5 その他																																		
3 重複入力																																			
入	力訂正入力送	付	登 録																																
金融機関番号																																			
整理番号																																			
金融機関整理欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">(不備返却事由)</td> </tr> <tr> <td>A 印鑑相違</td> <td>F 住所相違</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>B 印鑑不鮮明</td> <td>G 支店名相違</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>C 口座番号相違</td> <td>H その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>D 口座該当なし</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>E 名義人相違</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(備考)</td> </tr> </table>			(不備返却事由)				A 印鑑相違	F 住所相違			B 印鑑不鮮明	G 支店名相違			C 口座番号相違	H その他			D 口座該当なし				E 名義人相違				(備考)							
(不備返却事由)																																			
A 印鑑相違	F 住所相違																																		
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違																																		
C 口座番号相違	H その他																																		
D 口座該当なし																																			
E 名義人相違																																			
(備考)																																			
		受 付 印 鑑 照 合 検 印																																	
		(口座識別番号)																																	
		(認証番号)																																	

- ※記載要領は、法人を例に示しています。
- ③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。
 - ④ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載します。
 - ⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押し直してください。
 - ⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。



※記載内容等について、ご不明な点などがありましたら、税務署(管理運営部門)にお尋ねください。